

次のとおり条件付一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）第3条の規定により公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 競争入札に付する事項

(1) 案件名

熊本市市営住宅管理システム機器賃貸借

(2) 目的及び概要

本調達は、現行稼働中の熊本市市営住宅管理システムの賃貸借期間満了に伴い情報システム機器等を更改するため、機器等賃貸借を行うもの。

※ 詳細は仕様書を参照のこと。

(3) 履行場所

市営住宅課、市営住宅管理センター2箇所（本庁舎9階）及びサーバー室（本庁舎3階）

(4) 賃貸借期間

令和8年（2026年）3月1日から令和13年（2031年）
2月28日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条
の3に基づく長期継続契約）

2 担当部局

(1) 契約条項を示す場所、入札手続及び競争入札参加資格確認申請等に関する問い合わせ先

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市総務局契約監理部契約政策課

電話：096-328-2137（直通）

ファックス：096-359-7689

(2) 機能等承認書の交付に関する問い合わせ先

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市都市建設局住宅部市営住宅課

電話：096-328-2461（直通）

ファックス：096-359-6978

3 入札手続の種類

この案件は、入札前に条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の確認を行い、競争入札参加資格があると認められた者による入札の結果に基づき落札者を決定する方法により入札手続を行う。なお、この案件は郵便入札の手続により実施するものとする。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。
さらに、業種として、第1分類「(18)リース・レンタル」・第2分類「①OA機器類」業務での登録をしていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 機能等承認書を提出できる者であること。

5 申請手続等

- (1) 申請書、仕様書等の交付期間及び方法

令和7年（2025年）10月6日から令和7年（2025年）10月29日まで

熊本市役所ホームページへ掲載する。郵送又は電送（ファックス、

電子メール等) による交付は行わない。

(2) 申請書等の提出方法等

本件入札の参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格審査調書その他の必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

郵送により提出すること。持参、電送（ファックス、電子メール等）により提出されたものは受け付けない。郵送は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

(ア) 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(イ) 競争入札参加資格審査調書（様式第2号）

(ウ) 機能等承認書（様式第3号）

機能等承認書は、提出前に発注課（上記2(2)の場所）の承認を受けること。なお、機能等承認書の発注課への提出期限は、公告の日から令和7年（2025年）10月21日の午後4時までとする。機器等の審査結果については、発注課より電話等で提出業者へ連絡することとし、機能等承認書原本は発注課より契約担当課（上記2(1)の場所）が直接受け取ることとする。

イ 提出期限

令和7年（2025年）10月29日 午後4時まで

期限までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出先

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市総務局契約監理部契約政策課物品契約班）宛
また、封筒の表面に申請する「案件名」及び「競争入札参加資格確認申請書在中」を明記すること。

オ 留意事項

様式は、申請書等提出日時点で記載すること。

(3) 競争入札参加資格の確認

競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（競争入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）は、書面により通知する。

6 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌

日から起算して7日（熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 入札説明会

入札説明会は実施しない。

8 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（様式は自由）により、ファックス又は電子メールにて提出すること。送信後に必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和7年（2025年）10月7日から令和7年（2025年）11月21日まで（休日を含まない。）の午前9時から午後4時まで

ウ 提出先

熊本市総務局契約監理部契約政策課物品契約班

ファックス：096-359-7689

メールアドレス：keiyakuseisaku@city.kumamoto.lg.jp

- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和7年（2025年）11月25日までに開始し、令和7年（2025年）12月2日までとする。

イ 閲覧方法

熊本市役所ホームページ

9 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者である場合は、再度公告して申請書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて当該案件に係る競争入札参加資格の変更又は賃貸借期間の変更を行うことがある。

10 入札等

- (1) 5(3)の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、入札に参加するものとする。なお、持参、電送（フ

ァックス、電子メール等)による提出は受け付けない。郵送方法は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

ア 入札方法

令和7年(2025年)12月2日午後4時までに入札書を郵送により提出すること。期限までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。なお、入札書は二重封筒(内封筒及び外封筒)とし、入札書を内封筒に入れ、封をして、「入札書」、「案件名」、「開札日時」、及び「入札参加者名」を記載し、外封筒に入れること。さらに、再度入札を予想する場合は、再入札書も、別の内封筒に入れ、封をして、「再入札書」、「案件名」、「開札日時」及び「入札参加者名」を記載し、外封筒に同封すること。外封筒には、「入札書在中」及び「親展」と記載するとともに、入札参加者名を記載し、イ送付先の宛先へ送付すること。

イ 送付先

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長(熊本市総務局契約監理部契約政策課物品契約班)宛

- (2) 入札金額は当該賃貸借に要する費用の月額とする。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、2回までとする。なお、再入札書の提出がなかった者は、再度入札を棄権したものとみなす。
- (4) 入札書を提出した後は開札の前後を問わず、引換え又は取消しをすることができない。
- (5) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。
- (6) 「㍻」マークの記載がない入札書は無効とする。
- (7) 1回目の入札で棄権、辞退、無効となった者は、再度入札(2回目)には参加できないものとする。
- (8) 熊本市工事競争入札心得(平成2年告示第107号)第7条に準じるほか、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時ににおいて4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。

(9) 無効とした入札書は、返却しないものとする。

1 1 開札等

(1) 入札書は、以下の日時において開札する。この案件は郵便入札の手続により実施するため、開札は、本件入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

ア 開札日時

令和7年（2025年）12月3日 午前9時00分

イ 開札場所

熊本市中央区手取本町1番1号 本庁舎6階

熊本市総務局契約監理部契約政策課 入札室

(2) 10の方法によらないで提出された入札書は、これを無効とする。

1 2 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

※くじによる方法については、「同額入札のくじについて」を参照のこと。

(3) 最低制限価格は設定しない。

1 3 入札結果の公表に関する事項

契約の相手方を決定した場合は、入札結果について、契約政策課での閲覧により公表を行うものとする。

1 4 その他の留意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

熊本市契約事務取扱規則第5条に定めるところにより、免除とする。

(3) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則第22条の定めるところにより、落札者は、賃借料を1年間当たりの額に換算した額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保険証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 落札者から委託を受けた保険会社と市が工事履行保証契約を結び、

保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

- ウ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。）を提出したとき。

(4) 契約書（案）

熊本市役所ホームページへ掲載する。

(5) 申請書等に関する事項

ア 提出期限までに申請書等を提出しなかった場合は入札参加者として認められないものとする。

イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等は無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

- (6) 競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間に、競争入札参加資格があると認めた者が競争入札参加資格はないものと判明した場合には、競争入札参加資格確認の通知を、理由を付して取り消すものとする。この取消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

- (7) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

- (8) 申請書等の提出及び入札にあたっては、熊本市工事競争入札心得を熟読のうえで行うこと。

- (9) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること（消せるボールペンは不可。）。

- (10) この入札にかかる契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定による長期継続契約であり、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降に、歳出予算の金額が減額又は削除があった場合、発注者はこの契約の変更又は解除を行う。